

2021 年度第 2 期 大学独自の授業料減免制度（経過措置）について

2020 年度から、「高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料等減免）」が開始されたことに伴い、本学の「大学独自の授業料減免制度」を改正しています。

改正後の制度は、国の制度に準じて基準等を変更したため、2019 年度以前に入学された方が不利益を被らないよう、従前の制度を「大学独自の授業料減免制度（経過措置）」（以下、「経過措置」という。）として適用することとしています。この経過措置は、今年度実施する 2 つの授業料減免制度（「高等教育の修学支援制度」「大学独自の授業料減免制度」）に採用されなかった学生に対する特例措置のため、原則として、第 2 期に申請を受け付けます。

2019 年度以前入学生の方で、この制度による授業料減免を希望する場合、以下のとおり、手続きください。なお、経過措置は、①留年中、②前年度の修得単位数が 20 単位未満（学部・学群生のみ）、③修業年限を超えている者等は対象となりません。



※ **標準単位数**＝卒業に必要な単位数÷修業年限×在学年数（小数点以下切り上げ）

※ 「高等教育の修学支援制度」、または「大学独自の授業料減免制度」と重複して本制度による授業料減免（経過措置）を受けることはできません。経過措置は、2つの制度による支援を今年度一度も受けられなかった者に対する特例措置です。

※ 前年度、「高等教育の修学支援制度」に採用されており、今年度2期とも支援区分外となった者は、経過措置の対象となります。改めて日本学生支援機構給付奨学金に申請する必要はありません。

◎ 大学独自の授業料減免制度（経過措置）の概要

経済的理由などやむを得ない事情により授業料の納入が著しく困難な学生のうち、以下の要件を満たす学生は、申請により授業料が減免される場合があります。世帯の収入状況により、第2期授業料の全額、あるいは1/2額が減免されます。

《**学業要件**》下記の①～③をすべて満たす必要があります。

- ① 前年度の修得単位数が20単位以上の学生（大学院生を除く）。
- ② 進級できた学生（進級制度がない学部においては、3年次進級時の修得単位数が40単位以上の学生）。
- ③ 修業年限を超えて在籍していない学生。

《**経済要件**》下記①～③のいずれかに該当することが必要です。

- ① 学資負担者が生活保護法の規定により保護を受けるようになり、授業料の納入が困難と認められる学生、またはそれに準ずる学生。
- ② 申請前6ヶ月以内に学資負担者が死亡、6ヶ月以上の長期の疾病、不慮の事故等により授業料の納入が困難と認められる学生。
- ③ 申請前1年以内に天災地変その他不慮の災害により、学資の負担に堪えられなくなった学生。

主な必要書類

- ・ 申請書
 - ・ 世帯状況申告書
 - ・ 世帯全員の住民票（学生本人を含む世帯全員分。ただし、学生本人が別世帯の場合、家族世帯及び学生本人の住民票それぞれが必要）
 - ・ 大学・専門学校・小中高校など学校に通っている兄弟姉妹を除く世帯全員の令和3年度所得額証明書（給与収入額や、社会保険料控除額等が明記されているもの）
- ※ 提出された書類等により、成績及び家計の状況による審査を行います。経過措置の対象者であっても、必ずしも授業料減免が認定されるとは限りませんので、ご注意ください。